

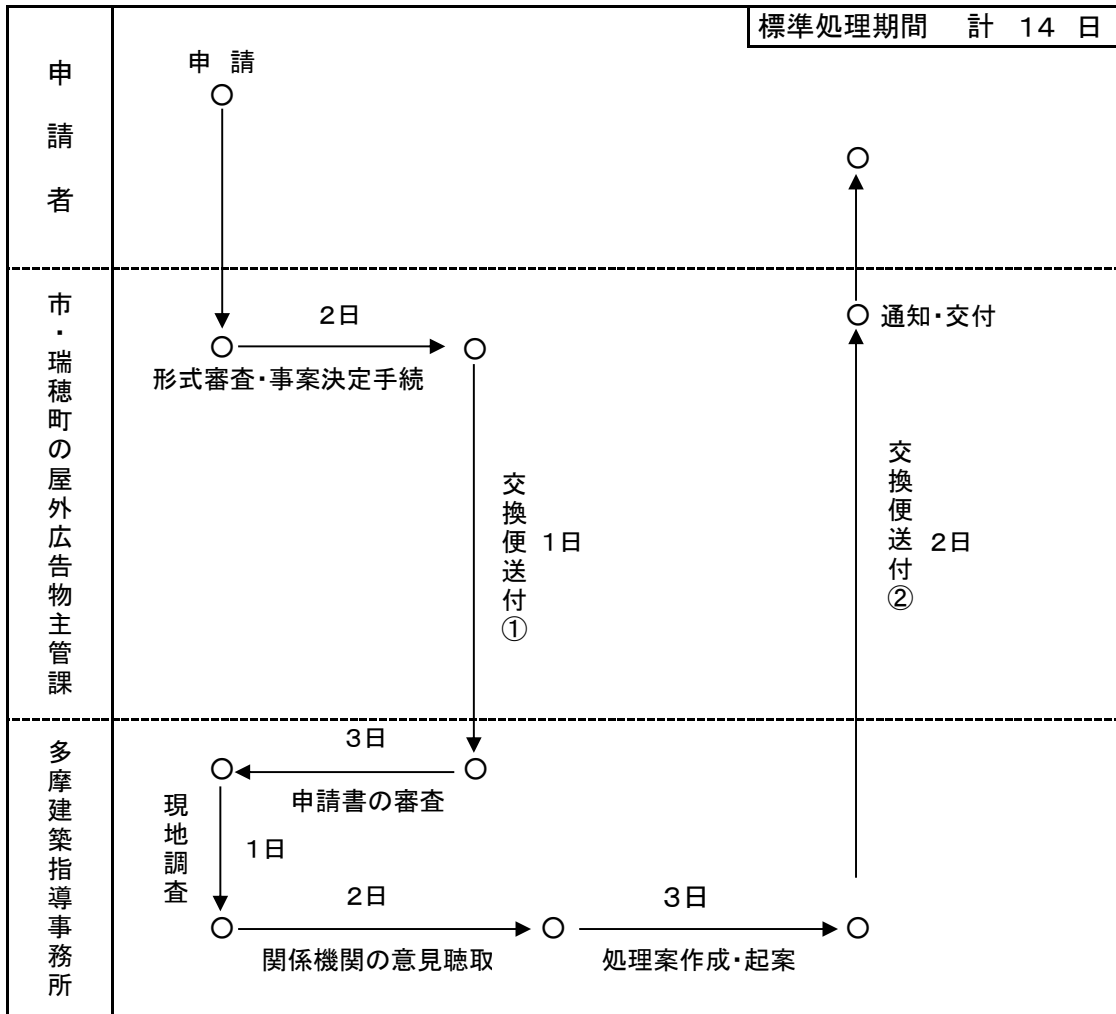
事務処理フロー図

事務名 屋外広告物条例ほか／禁止区域における屋外広告物の許可(第15条)及びその変更届の許可(第27条第1項、第2項)

作成部署 多摩建築指導事務所管理課調査担当

電話042(548)2029

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査・事案決定手続	提出された書類の記載漏れ、添付資料の有無を審査し、多摩建築指導事務所への送付を、市・瑞穂町の主管課長が決定します。
2	交換便送付①	形式審査が終了した申請書が、多摩建築指導事務所管理課調査担当に送付されます。
3	申請書の審査	申請書の記載内容について、審査基準(屋外広告物条例、同施行規則)を満たしているか審査します。
4	現地調査	屋外広告物について現地調査を行い、申請書に記載されている現況について確認します。
5	関係機関の意見聴取	工作物の確認や道路占用許可等について、その担当課の意見を聴取します。
6	処理案作成・起案	許可の諾否について、多摩建築指導事務所管理課長が決定します。
7	交換便送付②	決定後の許可書を、市・瑞穂町の屋外広告物主管課に送付します。
8	通知・交付	申請者に通知後、許可書を交付します。